

広告

頼りになる 相続 事業承継のプロ30



選

Vol.11

<https://souzokupro.com>



「経営者の高齢化」+「後継者不足」。全企業のうち99.7%を占める中小企業のこのWパンチは、日本の産業・経済にとっても「死活問題」。中小企業の実業承継・後継者対策は待ったなし喫緊の課題です。また、相続税制の厳格化が進むにつれて、相続税対策はますます複雑になり、従来のやり方では通用しません。相続・事業承継対策の事前対策・円満解決には、実績と信頼を併せ持つプロによる早くからの支援が不可欠なのです。 企画制作:株式会社文化企画

早めのプロの支援で、失敗しない！相続・事業承継対策を

「会社の相続」事業承継問題はプロとの二人三脚で打開へ

その50・1%が「後継者がきまっていない」と答え、休業する経営者の平均が71.5歳という中小企業の実業承継問題(帝国データバンク/2025年調査)。「経営者の高齢化」+「後継者不足」のWパンチにより、たとえ黒字であっても、自分の代で終わりにせざるをえない」と考えている経営者が小規模・零細企業を中心に増えています。さらに、中小企業経営者にはもうひとつの課題も迫ります。後継者が引き継ぐ非上場株式の贈与税・相続税を猶予(免除)する破格の制度(法人版事業承継税制(特例措置))。その恩恵が受けられる適用期限は2027年12月31日までと、きまっているため、期限内に特例承継計画の提出と確認を完了させる必要があります(下表参照)。提出期限までには時間があるように見えても、期限間際には駆け込みが予想されるため、土業、専門家による処理や対応が間に合わない可能性もあります。

〈法人版事業承継税制〉特例措置と一般措置

●2027年12月31日まで特例措置として、贈与税・相続税の全額が猶予等される。2028年以降に承継を行う場合は、節税効果が限定的な「一般措置」となる。

事前の計画策定	特例措置 特例承継計画の提出 2018年4月1日から2027年9月30日まで	一般措置 不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 2018年1月1日から2027年12月31日まで	なし
対象株数 ※親次子孫株式に限定	全株式	株式会社数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与:100% 相続:80%
承継バクー	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1名の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
経営環境変化に対応した免除	あり	なし

中小企業庁「事業承継・M&Aに関する主な支援策」より ※2027(令和9)年9月30日まで延長の予定

「生前贈与」はおもに2つの課税方式があり、どちらかを選ぶことで税金が変わります。そのひとつは「暦年贈与」。1年間(1月1日〜12月31日)における贈与総額を、受贈者が贈与税のかからない110万円以下にする方法です。両親や祖父母などから子や孫などへ、毎年コツコツと非課税で財産を移していくことができ、ため相続税の対策になります。

相続税対策の中でも 人気と注目の「生前贈与」

相続税対策で最も重要なことは、相続時に相続財産をいかに減らし、課税価格を抑えられるか。様々な相続税対策の中でも「生前贈与」が注目です。「生前贈与」は文字通り、生きている間に財産を渡すことで、相続発生時

のトラブルを防ぎ、相続税の負担軽減も期待できます。「生前贈与」はおもに2つの課税方式があり、どちらかを選ぶことで税金が変わります。そのひとつは「暦年贈与」。1年間(1月1日〜12月31日)における贈与総額を、受贈者が贈与税のかからない110万円以下にする方法です。両親や祖父母などから子や孫などへ、毎年コツコツと非課税で財産を移していくことができ、ため相続税の対策になります。もうひとつの「相続時精算課税制度」は、60歳以上の父母、祖父母などから18歳以上の子、孫などへの贈与について、累計2500万円まで贈与税がかからないというものです。ただし、暦年贈与と相続時精算課税制度は併用できません。各々のメリット、デメリットを見極め、どちらを選択すべきか。そのためには、「相続の困った」に添えてくれる専門家への早目の相談が、後悔のない相続への近道になるはず。

税理士法人 安心資産税会計

多くの税理士にとって小規模宅地の特例・土地評価等は難しい案件。相続専門に40年超の実績がある弊社では、2026年4月予定の出版物で40冊を数える。相続トラブル解決35・相続後空家譲渡特例……「難問解決小規模宅地特例Q&A360(累計13冊)」は2025年5月ベスト4位(東京税理士会協同組合公表)。



住所:〒115-0045 東京都北区赤羽1-52-10 メトロシティ赤羽岩淵 5階
[代表:税理士(会長)]高橋 安志
TEL.0120-430-506
<https://souzoku-ansinkaikei.com>
エリア:首都圏



税理士法人FP総合研究所

昭和57年の創業以来、資産税に専門特化し、数多くの相続税の申告及び相続対策・事業承継対策の提案業務に取り組んでいます。単なる税金の計算ではなく、ご家族の幸せを第一に考え、お客様が描く理想の将来像に近づけるようオーダーメイドの提案を行います。また、遺産整理業務も専門部隊が担当しているため、相続手続まで安心してお任せいただけます。



東京事務所:〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3 日出谷国際ビル14階
大阪事務所:〒541-0052 大阪府大阪市中央区安土町3-5-13
本町ガーデンシティテラス10階 [代表]松原 健司
TEL.03-3580-0805 <https://www.fp-soken.or.jp>
エリア:関東・関西



ランドマーク税理士法人グループ



ランドマーク税理士法人
Landmark Licensed Tax Accountant's Co.

相続税申告、事業承継案件10,000件超の実績を誇る、相続税申告・事業承継・生前対策専門の税理士法人グループ。東京・神奈川・埼玉・千葉を中心に15の拠点を展開。国税OBなど600人を超える相続税に強い社員が相続をフルサポートします。

本部:〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-5-2 三菱ビル9階
支店:新宿・池袋・町田・みなとみらい横浜駅前・横浜緑区・新横浜駅前・横浜新横浜駅前・武蔵小杉・大宮・新松戸・湘南台・朝霞台・鶴見 [代表]清田 幸弘
TEL.0120-48-7271 <https://www.landmark-tax.com/>
エリア:全国



税理士法人 新宿総合会計事務所

相続には、税務申告以外にも多くの手続きが発生します。新宿総合会計事務所グループでは、相続専門チームが55万円〜で一切を代行します。また、遺産分割、納税資金確保などの問題を解決する遺言書作成や相続対策についても対応しています。



本部:〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-6-3
新宿国際ビル新館7階 [代表]杉江 延雄
TEL.0120-386-189
<https://www.s-g-a.co.jp/189>
エリア:全国



司法書士法人山田合同事務所

司法書士法人山田合同事務所は相続に関するお客様のお悩みをワンストップでサポートします。一昨年義務化された不動産の相続登記はもちろん、遺言書作成や成年後見・家族信託についても、税理士や弁護士などグループ内の専門家と連携してスピーディに対応いたします。お気軽にご相談ください。



本部:〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル18階
支所:東京支所、大阪支所、埼玉支所、名古屋支所、福岡支所
[代表]山田 晃久 TEL.045-325-3911
<http://www.yamada-godojimusho.or.jp/>
エリア:全国

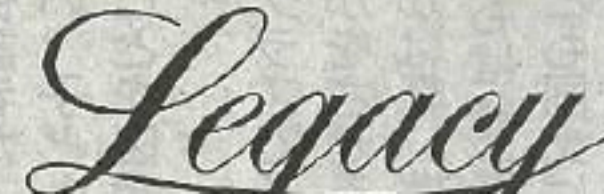


税理士法人トゥモローズ

「相続を機に家族の絆をより強く」



税理士法人レガシー



辻・本郷 税理士法人

辻・本郷 税理士法人

横浜みなとみらい税理士法人

横浜みなとみらい税理士法人は、初代創業から72年横浜を拠点に、1,000件を超える相続贈与のお手伝いをしてきました。



コンパッソ税理士法人

ともに課題と向き合う